

訴 状

2011年3月18日

津地方裁判所 民事部 御中

原 告	キム チョンミ
同	竹 本 昇 他 3 名
	(別紙原告目録のとおり)

(送達場所 - 原告5名全員に付)

〒住所 (電話)

受取人 原 告

竹 本 昇

〒519 - 4392 三重県熊野市井戸町 796 番地

被 告

熊 野 市

同代表者兼処分行政庁熊野市長

河 上 敢 二

2010年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分等取消請求事件

訴訟物の価格 16,200円

貼用印紙代 1,000円

第1 請求の趣旨第1 請求の趣旨

1. 処分行政庁が2010年5月6日付けで原告らに対してした、別紙2「不動産目録」記載の土地に係る2010年度固定資産税賦課決定を取り消す。
2. 処分行政庁が2010年6月2日付けで原告らに対してした、別紙2「不動産目録」記載の土地に係る2010年度固定資産税の減免不承認決定を取り消す。
3. 処分行政庁が、2010年9月22日付けで、原告らに対してした、別紙2「不動産目録」記載の土地に対する2010年度固定資産税賦課決定及び、2010年度固定資産税減免不承認処分に対する異議申立てを棄却する旨の決定を取り消す。
4. 原告らが取得した別紙2「不動産目録」記載の土地の2010年度固定資産税は、免税が相当であることを確認する。
5. 訴訟費用は、被告の負担とする。

第2 請求の原因

(一) 本件「2010年度固定資産税賦課処分」及び「減免不承認処分」に対する「異議申立」が「棄却」に至る経緯

1) 本件土地取得に先立つ事情

被告熊野市長は、熊野市が運営する「鉱山資料館」の展示、及びそこで上映している熊野市制作のビデオの中で、合併前の旧紀和町時代に石原産業が学校を建て病院をつくり、紀和町の発展に寄与したと賛美している。しかし石原産業がここ紀州鉱山で銅の生産活動により大きな利益を挙げることができたのは、日本各地から集まった労働者は元より、軍部と手を結んで強制連行された朝鮮人と、英国人捕虜を労働力として投入し、彼らに過酷な労働を強いることであり、そのため多くの犠牲者を出した事実を忘れることは許されない。

1940年から1945年の間に、1300人以上の朝鮮人が、石原産業海運（1943年6月に、現在の「石原産業株式会社」に社名変更、本社大阪市西区江戸堀一丁目3番15号）が経営していた紀州鉱山に強制連行されたことが当時の『知事引き継ぎ書』（甲第1号証の1）から明らかである。劣悪な生活環境の下で、過酷な労働を強制され、多くの朝鮮人が命を失っている。

タイとビルマ間の「泰緬鉄道」工事で生き残った英国人捕虜300人が、1944年6月に日本軍によって紀州鉱山に連行され、強制労働に就かされ、わずか1年の間に16人が死亡した。そのうち3人は作業中に頭蓋骨骨折で落命している。

この英国人兵捕虜の16人の犠牲者については、「英国人兵士の墓」が石原産業（社長：石原廣一郎）によって、1946年初頭までに造られたが、その遺骨はすべて1948年ころ連合軍の墓地搜索班によって横浜の「英連邦墓地」に移され、一人一人の墓石の下に埋葬されている。

この時期に、石原産業と当該自治体は、朝鮮人強制連行の事実についても明らかにし、紀州鉱山における朝鮮人犠牲者の名まえ、死亡日時、死亡原因等について正確な記録を残すべきであった。だが、その事実について、企業も自治体も今日なお明らかにしていない。

1946年9月に石原産業が三重県内務部に提出した報告書（甲第1号証の2）によると、「雇い入れ数」875名中、「死亡者数」10名、「負傷者数」14名、「逃亡者数」282名とあり、逃亡者がいかに多く、いかにその労働環境が劣悪・過酷であったかを伺わせている。逃亡者を多く出しているこの鉱山の労働環境が劣悪・過酷であったのみならず、恐怖を伴う日常であったことは、「銃や日本刀を持った軍人の監視下にあった」という、当時この鉱山で共に働いていた石原産業の職員からの聞きとり等で判明している。

石原産業の当該報告は強制連行の事実を裏付けるものではあるが、その記載内容は不十分であり、誤りあるいは虚偽が認められる。報告書の数字をはるかに上回る数の死亡が認

められ、明らかにこの記載内容は事実と異なっていることがこれまでの調査で判明している。例えば、「逃亡」と書かれている千炳台氏や、慰労金も退職金も帰国旅費まで受取って帰国したと書かれている「永田白洛」（本名、李白洛）氏の名が、慈雲寺（紀和町小栗須）の『紀州鉱業所物故者霊名』の中に記載されており、故郷韓国の除籍簿にも、紀州鉱山で死亡したと記載されている。

原告らが2010年までの調査で把握している紀州鉱山での朝鮮人死亡者は、調査の未だ完了していない現段階で35名（家族を含む）である。

原告らを会員として含む、紀州鉱山の真実を明らかにする会は、日本の植民地朝鮮の民衆に及ぼした加害の実態等を15年来調査し、現地韓国で、存命の当事者・遺族・関係者から聞きとりをしてきた。

紀州鉱山に強制連行された人びとが日本敗戦後、鉱山労働から解放されて帰国して65年が経ち、当事者や関係者が年々他界され、存命の方が極めて少数になっている。

紀州鉱山の真実を明らかにする会は、本件「紀州鉱山で亡くなった朝鮮人の追悼碑」の建立により、犠牲者の追悼と同時にその「歴史的責任」を問いつけることが必要であり、追悼碑は「歴史の真実を刻み、その責任を問いつけるモニュメント」としても建立されるべきだと考え、早い「追悼碑の建立」を決意したのである。

紀州鉱山の真実を明らかにする会は、在日本大韓民国民団三重県地方本部、並びに在日本朝鮮人総聯合会三重県本部に呼びかけ、「追悼の場」の早い建設を共通の目的として3団体で「紀州鉱山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立する会」を結成し、熊野市に「追悼碑建立用地」として市有地の提供を文書で要望した（甲第2号証の1）。

だが、熊野市は理由を示さずそれを拒否した（甲第2号証の2）。

熊野市が管理している「鉱山資料館」が建つ石原産業の所有地の一部提供についても、所有者である石原産業が同意しているにもかかわらず（甲第2号証の3・4）、熊野市は拒否し、この問題についての話し合いさえも拒否し続けた。

引き続き熊野市に追悼碑建立の用地を求めていくことも選択肢としてはあったが、被告の頑なな姿勢から時間がかかることが予測されたため、原告らは紀州鉱山から帰国された存命の当事者や親族が健在のうちに、追悼碑を建立したいと考え、近隣住民の協力を得て「鉱山資料館」と道路を挟んで斜め向かいに当たる本件土地「熊野市紀和町板屋82-7、の宅地、214.24㎡」を購入したのである。

2) 本件固定資産税の「減免申請」が「不承認」となり、「異議申立」が「棄却」とされた事実

本件土地の所有権登記については、任意の団体名「紀州鉱山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立する会」では登記人になれないので、あくまで便宜上の名義人として、竹

本昇ほか4人を登記人とし、土地を5人の共同所有とし、5人の名義で2009年7月に、土地の登記を済ませたのである。

その後、原告らは、被告熊野市から、2010年（原文元号）5月6日付で、「2010年（原文元号）度固定資産税16,200円の納税通知書」（甲第3号証の2）の送付を受けた。

それに対して、原告竹本昇が所有者を代表して、2010年5月24日に、熊野市長に「本件土地は紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立した土地であり、公共性がある」という理由で、「熊野市税条例71条の1項（甲第3号証の1）の（4）「特別の理由があると市長が認定する固定遺産」に当たるもの」として「減免申請」を行なった（甲第3号証の3）。

「同条例同条同項の（2）の「公益のために直接専用する固定資産」に当たる」とも考えたが、「公益」の解釈に広義・狭義の幅があり、後述する熊野市の「英国人墓地」にたいする熊野市の姿勢から、同種の「追悼碑建立の土地」に「公共性なし」と判断するとは考え難かったので、（4）号によって「市長の認定を得よう」としたのであった。

ところが、この原告らの「減免申請」に対して、被告熊野市長より、2010年（原文元号）6月2日付 熊税第446号で、「申請のあった固定資産に、公共性が認められないため」という理由で、「2010年（原文元号）度固定資産税の減免不承認通知書」（甲第3号証の4）が送付されてきたのである。

そこで、原告らは、2010年7月2日付で、被告熊野市長が行った「固定資産税の減免不承認処分」並びに「固定資産税の賦課処分」に対する「異議申立書」（甲第3号証の5）を提出した。

これに対する、被告熊野市長の、同年9月22日付「決定」（甲第3号証の6）は「本件異議申立を棄却する」というもので、その棄却理由は「本件土地の登記簿上の所有者、名義人である異議申立人と外4名の者に公共性がみられないこと、また、本件土地が、所有名義人が本件土地を取得した目的に即した形で利用されているとの一事をもって、その土地利用には、未だ、公共性が認められるものと解し得ず、よって、処分庁において、本件土地が「公共性がない」と判断したことについて、裁量権の逸脱又は乱用（ママ）があるとはいえない」という文言であった。

（二） 被告熊野市の公共性判断における二重規準

1) 被告熊野市が、「英国人墓地」を指定文化財として管理している事実

前章で既に述べたように、紀州鉾山で亡くなった英国兵捕虜16人に対しては、1946年までに「英国人兵士の墓」（＝「外人墓地」）が石原産業によって造られているが、それは、1945年12月に社長の石原廣一郎氏がA級戦犯容疑で逮捕されたため、紀州鉾山での捕虜の扱いの犯罪性を軽減しようとして急遽造られたとする見方がある。

ここにあった16人の英国人兵捕虜の遺骨は1948年頃連合軍の墓地捜索班によっ

て横浜の「英連邦墓地」に移されている。熊野市（旧紀和町）はそれを知りながら、1965年「墓地」の名をそのままにして文化財に指定し、今日も「史跡 外人墓地 紀和町指定文化財」の石碑があり、その碑文末部に「紀和町教育委員会」と署名されている。

この「史跡外人墓地」について、「いつ誰がつくったものか」等、その成り立ちや経緯について、原告らが熊野市長と教育長に提出した（2009年9月11日付）「質問書」（甲第4号証の1）に対し、市長は回答せず、社会教育課長の（同年10月16日付）「回答」（甲第4号証の2）が返された。それによると、「現在の英国人墓地は、1981年（原文元号）頃、紀和町の住民の方が個人で作ったもの」、つまり「石原産業がつくった墓地を少し（10mほど）ずらして移設し、新しい墓地にした」のは紀和町の住民個人であったとしている。これは「墓地・埋葬等に関する法に基づく墓地ではない」そうであり、「1965年に紀和町がこれをなぜ文化財に指定したのかは、理由書がないから判らない」という。ただ「町指定の文化財として移設後も継承してきた」のであり、その後「1987年に紀和町が墓地を含めて石原産業から土地の寄贈を受けた」もので、2005年に熊野市文化財専門委員会が名称を変更したのは、「外人と言う表記は差別用語であり好ましくないから英国人に変更したもの」だそうである。

熊野市の回答は、原告らが調べたものと、節目の事項の年月日に疑問があり、移設についてもすべて住民個人の意思と好意でなされたものとは考え難いことなど、いくつか大きな疑問がある（甲第5号証の1）。しかしいずれにしても、この「英国人墓地」を今日もなお被告熊野市が管理していることは明らかであり、文化財として指定した紀和町時代から今に至るまでその公共性を認めてきた事実は確かである。

今日も、被告熊野市の施設である「鉱山資料館」には、「戦時下で徴兵によって減少した労働力を補うため英国人兵捕虜を働かせた」ことを人形を配して説明し、死亡した16人の名前が刻まれた碑の写真パネルが展示されている。

ところが、同じ紀州鉱山で強制労働をさせられた朝鮮人犠牲者については、「鉱山資料館」の展示の中にも、説明のビデオ映像にも全く示されておらず、『熊野市史』にも触れられていない。

『紀和町史』には、イギリス兵捕虜に関しては、下巻の口絵に「英国兵墓地」のカラー写真があり、合計11頁にわたって詳しく叙述されているが、紀州鉱山の朝鮮人に関する記述は8行だけである。年表は、『紀和町史』の年表と「石原産業紀州工場の歩み」の年表のふたつがあって、そのどちらにも英国人捕虜については記載されているが、紀州鉱山への朝鮮人強制連行・紀州鉱山での朝鮮人強制労働についてはなにも書かれていない（甲第5号証の2）。

これは民族差別としか言いようがなく、心ある地元住民も心を痛めて来たのである（甲第5号証の3・4）。

2) 原告らの「朝鮮人の追悼碑建立用地提供の要望」に対する熊野市の理由不明の拒否

前章で述べたように原告らは、被告熊野市長に対して、「紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の追悼碑を建立する用地の提供を求めます」という「要望書」(甲第2号証の1)(2008年6月27日付)を提出したが、これに対する熊野市の「回答」(甲第2号証の2)は、「追悼碑を建立する用地としては提供はいたしません」(2008年7月18日付)というもので、そこには、土地を提供しない理由は一言も記載されていなかった。紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立する会は、その後も熊野市長に対して、土地の提供を文書で重ねて要望し、話合いの申し入れも行ったが、被告熊野市は受け付けず、拒否し続けた。

被告熊野市が運営している「鉾山資料館」の土地所有者は、石原産業株式会社であり、当初原告らはこの「鉾山資料館」の土地に追悼碑を建立することを提案し、その土地に追悼碑を建立することについて、石原産業株式会社の意向を訊いたところ、「熊野市が了承すれば承諾する」という回答であった(甲第2号証の3・4)。そのことを熊野市に伝えたにも拘らず、被告熊野市は拒否の姿勢を変えず、話し合いにも応じないまま今日に至っており、行政としての説明責任を果たそうとしない。所有者が「朝鮮人の追悼碑建立」に土地の提供を可としているのに、占有者である被告熊野市が、これを拒否しなければならない合理的な理由は全く見当らず、理解に苦しむものである。

被告熊野市は、「英国人墓地」については、毎年「慰霊祭」をしている老人クラブには「供養経費」として毎年1万円を交付する(甲第5号証の4)など、市費を用いて好意的な手厚い管理をしている。その一方で、「朝鮮人の追悼碑建立」には頑なに協力拒否の姿勢を続けている。

2011年2月28日、大韓民国江原道議会議員一同は『嘆願書』(甲第4号証の4)を出した。2010年3月の除幕式の配布資料(甲第4号証の1)の裏面にある地図で見れば判るように、紀州鉾山に強制連行された朝鮮人は、江原道(カンウオンド)の人が一番多く、545人を越えている。紀州鉾山で命を失った人も少なくなかった。

『嘆願書』には、「追慕碑の敷地にたいして、“公共性がない”と言う理由で課税したという話に接しました。これは、非常に不当な処分であり、残念に思います。……彼らの無念な死と孤独な魂を悼み、両国のより広い和解と友好の次元で、追慕碑の敷地にたいする課税を考え直していただけるよう、要請いたします」とある。

2004年12月、盧武鉉大統領(当時)と小泉純一郎首相(当時)の首脳会談により、強制連行された朝鮮人犠牲者の遺骨を遺族のもとへ返還することが合意されている。そのための調査には、各自治体も協力が要請されており、熊野市においても三重県から調査協力を要請されているはずである。「追悼碑建立」と「遺骨の返還」は、いずれも植民地

支配に対する犠牲者への「償いの意思表示」として共通する営みであり、今日的な意味で優れて公共性を有する行為であることは言うまでもない。熊野市が「朝鮮人の追悼碑の建立」に公共性がないと公言することは、両国政府の合意の趣旨を否定するものである。

むしろこの機会に、被告熊野市は石原産業の土地で運営している「鉱山資料館」において、一方的に「英国人捕虜」についてのパネル展示やビデオ上映をしている現状を改め、強制連行された1300人余の朝鮮人の労働について、亡くなった35人の犠牲者について、真実を展示し、過去の歴史を正しく説明して、「朝鮮人の追悼碑建立」のためにも積極的に土地を提供すべきであった。

3) 原告が求めた「固定資産税減免申請」に対する「不承認の理由」、及び、「異議申立」に対する被告の「棄却理由」の意味不明について

上記の経緯から判るように、被告熊野市が「英国人墓地」にはおおいに公共性を認めながら、本件「強制連行された朝鮮人の追悼碑建立の土地」には「公共性が認められない」として課税賦課を強行しようとする本件処分は、その判断基準において「明らかに民族差別」による二重基準の公共性に基づいていると言わざるを得ない。

「減免申請の不承認処分」についても、「異議申立の棄却理由」をみても、同様に行政としてあるまじき「民族差別に根ざした、不公平な判断」であることが伺える。

原告らは、「英国人墓地」をめぐる疑問と、不可解な熊野市の態度について、「再質問書」(甲第4号証の3)(2010年2月1日付)を提出したのであるが、1年以上が経過したいまも「回答」を得ていない。被告熊野市は、「強制連行された朝鮮人の追悼碑建立の土地」の取得に協力しないばかりか、「追悼碑を建立した土地」に公共性を認めないとして、登記簿上の5人の所有者に、その5人が他所に居住し、当該土地から何の利益も便益も得ていないことを充分承知しながら、「2010年度固定資産税」を賦課してきたのである。

そこで、これまで説明責任を拒否しつづけてきた被告熊野市に対して、原告らは、本件裁判のなかで、釈明を求め、真実を明らかにして行きたいと考えるのである。

以下の6項目は、後日、被告熊野市に対して求釈明したいと考えている内容である。

- 1、「朝鮮人犠牲者の追悼碑建立用地」として市有地の提供を拒否する理由を示されたい。
- 2、土地所有者である石原産業株式会社が「朝鮮人の追悼碑建立」を承諾しているのに、占有している熊野市が土地の提供を拒絶する理由について、説明責任を果たされたい。
- 3、「固定資産税減免不承認の理由」とした、「公共性がない」との判断に用い

た公共性概念の内容について、説明されたい。

- 4、「異議申立」に対する被告の「棄却理由」に記載された下記の部分の下線部について、「また、本件土地が、所有名義人が本件土地を取得した目的に即した形で利用されているとの一事をもって、その土地利用には、未だ、公共性が認められるものと解し得ず……」理解できる解り易い言葉で説明されたい。
- 5、「英国人墓地」に遺骨が無い事を知りながら、「墓地」の名を残している理由を説明されたい。
- 6、1300人余という多数の朝鮮人が紀州鉾山に強制連行され、過酷な環境で労働を強いられていた事実について、「鉾山資料館」にも、『熊野市史』にも、2種類年表（『紀和町史』の年表、および「石原産業紀州工場の歩み」の年表）にも記載がないが、その理由を明らかにされたい。

(三) 原告らが取得した本件不動産は、免税が相当であること

1) 「墓地」が非課税であること

「地方税法」第三百四十八条（固定資産税の非課税の範囲）の第二項の四号に「墓地」が挙げられている。第二項は四十四号まであり、枝番をいれると六十を超える事例が列挙されており、所有者あるいは取得者によって非課税とされているのは、国・自治体にはじまり、宗教法人、学校……組合、など公的団体の所有に属するものであり、用途による事例には、鉄道や水路、公園や文化財等々、多くは「公共の用に供する」という前提条件付きで挙げられているが、四号の「墓地」だけは、「公共の用……」という条件もつけられず、何の前置きもなく「墓地」とあるのである。

それは、「墓地」が「公共の用に供する」ことは自明のことであり、例えばそれが、個人の敷地内にあり、全く個人管理の「墓地」で、とても「公共の用に供する」と言えるようなものでない場合であっても、「墓地」には「墓地、埋葬等に関する法律」の1条に掲げる目的があり、「公衆衛生」等の目的がそのまま「公益」であるので「公共の用に供する」と言う前置きは不要なのであろう。

法において度々前提にされ、処分等の判断の基準とされる「公共の用に供する」という条件について、公共・公共性の意味を確認しておきたい。

辞書を紐解くと、「個、私の対立概念。パブリックの訳語＝公（おおやけ）」を基本概念として、「すべての人に開かれていること」、「広く社会一般の利害にかかわる性質」とある。この「公（おおやけ）」の性質を冠して、「公権力」、「公的資金」、「公共財」、「公共事業」、「公共の福祉」、「公共の秩序」というように使われ、「みんなのためになる……」、「みんなが使える……」、「みんなが参加できる……」、「誰も排除されない……」、「特定のだれかに利益・便益をもたらさない……」という性質が必要条件で、公共性は公益性にも通ずる

概念として扱われていることが解る。

そうであるならば、「墓地」にはもう一つの公共性があるのである。「誰であれ、訪れる人を拒まない」という開放性があり、「不特定多数の人に開かれている」そのあり方そのものが公共性・公益性の概念に合致しているのである。

2) 「墓地」と「追悼碑建立の土地」の共通点は公共性である

さて原告らが取得した本件不動産は、「墓地」ではなく、「追悼碑建立の地」である。そこで、まず「墓地」と「追悼碑建立の地」の相違点と共通点を分析し、既に述べた本件の「追悼碑建立の地」の歴史的事情、周辺地域との関係から、法三百六十七条の（固定資産税の減免）規定にある「特別の事情あるもの」に当たり、熊野市条例第71条第1項の4号にある「特別の理由があると市長が認定する」ことで、免税対象とすべき事案であったことを確認したい。

「墓地」の定義を「墓地、埋葬等に関する法律」に求めると、「墓地とは墳墓（死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設）を設けるために、「墓地」として都道府県知事の許可を受けた区域」であり、この法律の目的は、「埋葬が宗教的感情や公衆衛生その他、公共の福祉の見地から支障なく行なわれる」ため、その観点から許可や届出の義務、禁止事項、施設の管理等について細かく規定しているものである。

「追悼碑や慰霊碑」がこの法律の制約を受けないのは、死体や焼骨の埋葬・埋蔵がなく、公衆衛生上の問題等が生じる懸念はないから厳しく管理する必要がないのである。

しかしながら、「墓地」と「追悼碑建立の地」に共通するものがあり、それは公共性があるという点である。「墓地」の場合、それが「死者の埋葬・焼骨の埋蔵」という地域社会に必要な機能を担っていることから、その公益的な意味は疑う余地がないものであり、それゆえ何の説明も無く法において非課税とされているのである。

いま、「墓地」と「追悼碑建立の地」に共通する公共性とは何か、と考えると、時間・空間を超えた、人間の営みとしての「祭る」「弔う」ということの意味が問われてくる。それは、誰か特定の人のためではない、不特定多数の人々に開かれた場所であり、人種・民族に関係なく「踏み入れる人を拒まない、開かれた空間」であり、そこにおいて「個人や民族は、その歴史を振り返る時間を共有する」のであるから、優れて社会的な営みだということが出来る。そしてその社会的な営みは歴史的事実と向き合うことを迫り、その歴史に対する今日の責任と無関係には何も語れないことに気付かされるのである。

3) 本件「追悼碑建立の土地」は、免税対象とすべきである

「墓地」において「死者を悼み弔う」という行為は、世界中のほとんどの地域で行われている儀式である。親族、友人、知人、あるいは弔われる死者とは無縁の人が、故人の境涯、事情、あるいは人柄や業績を伝え聞き、心動かされて訪れることもあるであろう。その全ての人にたいして、そこは、人種、性別、年齢の別なく、誰をも排除することなく、すべての人に対して踏み入ることを拒まない。

本件「追悼碑建立の地」も「追悼の場」であり、誰をも排除することなくすべての人が自由に参加できることにおいても「墓地」と同様の公共性を有する空間である。

「墓地」が弔われる故人を想うことによって、未来を視野に入れながら過去の時間を追体験する空間であるのに対して、「追悼碑建立の地」は、追悼される犠牲者を想うことによって、未来を視野に入れながら過去の歴史を追体験し、反省する場を提供する空間であると云えよう。

「遺骨を擁する墓地」が非課税の対象であるならば、「紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の追悼碑を建立した土地」は、遺骨こそ存在しないが追悼のために設けられた空間であり、その上、歴史の真実を伝え、未来に向けて歴史の責任を問い続けるモニュメントとしての碑を擁する空間であるから、「墓地」以上の公共性があると言っても過言ではない。一歩ゆずって「墓地」に準ずる扱いに甘んじるとしても、本件を、通常の居住空間と同列に扱うべきではないことは明らかである。その公共性を被告熊野市長が認めることで、免税対象として位置づけられるべきであった。

既に遺骨のない墓跡であれ、「英国人兵士の墓地には公共性を認めるが、強制連行された朝鮮人の追悼碑の土地には公共性を認めない」などという公平性を欠いた言い分が、行政の処分・決定の理由として許されるはずは無いのである。

4) 「異議申立」を棄却した処分庁の「決定」が顕わにした、被告熊野市長の姿勢は、憲法99条違反である

原告らの「異議申立」を棄却した処分庁の「決定」の理由は下記のようなものであった。

「本件土地の登記簿上の所有名義人である異議申立人と外4名の者に公共性がみられないこと、また、本件土地が、所有名義人が本件土地を取得した目的に則した形で利用されているとの一事をもって、その土地利用には、未だ、公共性が認められるものとも解し得ず、よって、処分庁において、本件土地が「公共性がない」と判断したことについて、裁量権の逸脱又は乱用(ママ)があるとはいえない。」

原告ら5名に「人的公共性がなく、用途においても公共性がない」と断言している。それにしても、下線を付した「所有名義人が本件土地を取得した目的に則した形で利用されているとの一事」とはどういうことか。

原告らが減免申請時に「紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立した土地であり、公共性がある」と理由を記した「朝鮮人を追悼する碑を建立した」ことが、「目的に則した形で利用されている一事」で、被告熊野市長には「この土地利用には公共性が認められるものとは解し得ない」と、敢えて断言しているのであろうか。

そうだとすれば、「英国人兵士と、強制連行された朝鮮人を、同列には扱わない」と宣言していることになり、過去の戦争犯罪、日本の植民地政策を肯定する立場を明らかにしたことになり、「民族差別をして何が悪い」という姿勢がみえてくる。

河上敢二氏が、個人としてどんな思想を持ち、どのような歴史観に立ちたいと思っても、差別を容認するそれは赦されるものではない。まして、熊野市という地方自治体を代表し、処分行政庁として「決定」を下す立場としては赦されない。過去の戦争を肯定することは、日本国憲法の立場を否定する言動であり、「公務員の憲法遵守義務」、憲法99条違反である。被告河上氏がその思想を貫きたいのであれば、公人であること、熊野市長を辞めねばなるまい。

原告らの「異議申立」を棄却した処分庁の「決定」の理由には、そのような重大な決意表明を含んでいたのである。

(四) 結論 「追悼碑建立の地」には、二つの公共性がある

2010年3月28日に、紀州鉾山で亡くなった朝鮮人の追悼碑が除幕された。

「朝鮮の故郷から遠く引き離され、紀州鉾山で働かされ、亡くなった人たち。父母とともに来て亡くなった子どもたち。わたしたちは、なぜ、みなさんがここで、命を失わなければならなかったかを明らかにし、その歴史的責任を追究していきます」と記された追悼碑の前には、犠牲者35人の名前を記した35個の石が置かれていた(甲第6号証の1)。

紀州鉾山で亡くなった朝鮮人を追悼する碑を建立したのは、朝鮮人と日本人である。

本件原告も朝鮮人と日本人である。

朝鮮の故郷から強制連行され、紀州鉾山で命を失った朝鮮人を追悼する意味は、朝鮮人と日本人では同じではない。しかし、朝鮮人も日本人も、共に、「なぜ、みなさんがここで、命を失わなければならなかったかを明らかにし、その歴史的責任を追究していきます」と犠牲者に約束している。

本件土地の公共性は、朝鮮人と日本人の歴史的諸関係にかかわっている。韓国江原道議会議員一同が、「追慕碑の敷地にたいして、“公共性がない”と言う理由で課税したという話に接しました。これは、非常に不当な処分であり、残念に思います」と述べているのもそのためである。

当該地紀和町(当時は板屋町)の了解の上で、1300人以上の朝鮮人が紀州鉾山に連

行され、劣悪な生活環境の下で、過酷な労働を強いられた。石原産業の元職員の証言によれば、「彼らは銃や日本刀を持った軍人に監視されていた」のである。その歴史的事実を後世に語り伝え、その歴史的责任を追究するためのひとつの基点として、「鉱山資料館」の斜め前に当たるこの地に、本件「強制連行された朝鮮人の追悼碑」は公共性を帯びて建立されたものである。

当該市長がこの追悼碑建立について「何らの義務も責任もない」として宅地並みに課税して良いはずはないのである。

本件追悼碑は、熊野市(旧紀和町)の「紀州鉱山における真実の歴史を刻み、その責任を問いつけるモニュメント」として今後も未永くここに在り続けるであろう。本件追悼碑のある空間には、その歴史的意義において金銭では計りえない価値がある。

紀州鉱山で亡くなった朝鮮人の追悼碑の除幕集会には、100人を超える方がたが参加し、地元の方々は元より、日本各地から、韓国からも、沢山の老若男女が集い、新聞を見て参加した人も複数あったのである。正に不特定かつ多数の多彩な参列者に囲まれ、70年間忘れられて来た強制連行の朝鮮人犠牲者へのはじめての追悼式が、本件土地で行なわれたのである。

「墓地」が訪れる人を拒まない、不特定多数の人々に開かれた空間としての公共性を持つつと同様、本件「紀州鉱山で亡くなった朝鮮人の追悼碑建立の地」もまた訪れる人を拒まない、不特定多数の人々に開かれた「公共性ある空間」であったことを証明するような集会であった(甲第6号証の2・3)。

繰り返すが、熊野市が文化財指定するほどに公共性を認めて管理している「英国人墓地」は、そこに英国人捕虜の遺骨は存在しないのであるから、実質は「英国人捕虜の追悼碑の土地」であり、「朝鮮人の追悼碑建立の地」と「追悼の場」であることにおいては異なるところがないのである。どちらも、「戦時下の紀州鉱山で何があったか」その歴史的事実を後世に伝えるモニュメントとしての碑を持つ空間である。

異なるのは、追悼される対象と、その対象がそれぞれに問う「歴史的责任」である。「英国人墓地」が問うのは、日本政府と日本軍が国際法(ジュネーヴ条約32条ほか)を無視して、俘虜を危険な労働に使役し、1年の内に16名を死に至らしめた事実である。

英国人捕虜の犠牲者には石原産業が早々に墓地を建て、地元老人会が手厚く「慰霊祭」を続けているという情報が、英国人と結婚した紀和町出身の一女性から元捕虜達に伝えられて、王立英連邦墓地委員会から感謝の意が表されるなどしている。

本件「強制連行された朝鮮人の追悼碑」が問いつけるのは、日本国と日本軍と日本企業と地方行政が植民地朝鮮の人びとを強制的に連行し、過酷な鉱山労働に就かせ、その本名を名乗らせずなどして人権を踏みにじり、35名を死に至らしめた事実である。それゆえ、本件追悼の場には、本名を記した35個の石が置かれねばならなかったのである(甲第4号証の2)。

三重県だけでなく、日本の多くの地域に植民地朝鮮から強制連行された人びとが、採鉱、鉄道・道路敷設、ダム建設、工場などで、過酷な労働条件の下で働かされ、命を奪われた人も多い。その犠牲者に対する地域自治体の対応は、その歴史に対する責任の取り方を表している。

2010年11月7日、相生市長参列の下で「第16回目の追悼式」を行った兵庫県相生市では、播磨造船所に強制連行された「朝鮮人犠牲者の追悼碑建設」のために、市営墓地の一部の土地を無償提供する議案に議会が全会一致で賛成した事実がある(甲第7号証の1)。

岐阜県(甲第7号証の2)では、1956年6月、元岐阜市長が委員長を務める中国人殉難者慰霊県実行委員会が、強制連行された県内5現場(瑞浪市・各務原市ほか)で死亡した72人の合同慰霊祭を行い、日本赤十字の船で遺骨を中国に送還した。以後1990年まで県内各地の慰霊事業に岐阜県から助成金が支出されている。

同様な事例として、2011年2月12日の『北海道新聞』によれば、上川管内東川町で戦時下の朝鮮人強制動員を調べている町民有志のグループが同月17日から韓国を訪ね、同町内の遊水池建設に動員された90歳の男性2人に聞き取り調査を行う予定であり、調査に協力している東川町が費用の半額を助成した(甲第7号証の3)。

このほか、強制連行された犠牲者の追悼の場に、群馬県(甲第7号証の4)は県立公園の一部を提供し、大牟田市(甲第7号証の5)でも市立公園を提供するなど、自治体がその責任において協力的に関わっている。

このように、他県・他市において、強制連行された犠牲者の追悼碑建設用地として自治体が公有の土地を提供しているのは、「歴史の真実を刻み、その責任を忘れさせないモニュメントである追悼碑の建立」等に公共性を認めているからである。民間有志の想いが実って建設・建立に至った場合においても、それぞれの自治体は、強制連行・強制労働という過去の負の歴史を想い、その反省を迫られて設置・建設に協力したのであり、議会の承認を得て、住民の税金を用いて「現地で生存者からの聴き取り調査」に、あるいは、犠牲者の「納骨堂」建設や「慰霊祭」等に、堂々と補助金を支出することができるのは、「追悼の場」に「歴史の真実を刻み、その責任を問いつけるモニュメント」としての存在意義があるからで、行政と住民が大いに公共性を認めているからである。言い換えればそこには地域の住民と行政がともに承認する公共性の共通認識が存在するからである。

本件「紀州鉱山に強制連行された朝鮮人の追悼碑建立の地」も「他県・他市の追悼碑の地」も、「英国人墓地」という名の「英国人捕虜の追悼碑の地」も、同様に二つの意味で公共性がある。

既に述べて来たことを繰り返すが、その一つは、「不特定多数の人々に開かれた空間」としての公共性であり、今一つは「歴史の真実を刻み、その責任を問いつけるモニュメント」としての公共性である。

紀州鉱山で亡くなった朝鮮人の追悼碑建立の土地に熊野市が固定資産税を課すことは、

朝鮮人を紀州鉾山に強制連行し強制労働させた過去の歴史に向き合うことをせず、加担した当該自治体はその歴史的責任をとろうとしていないためである。

「英国人捕虜の追悼碑の地」を保持し続けてきた熊野市が、紀州鉾山に強制連行された朝鮮人にかかわる諸事実を隠蔽し、紀州鉾山で命を奪われた朝鮮人を追悼しようとしなればかりか、その追悼の場に課税するという不公平な処分をすることは赦し難い不正義である。それは未来に向けて「歴史の真実を語り継ぐこと」への妨害行為を行政が行うことである。歴史を歪曲し、隠蔽・改竄する地方行政の権力の濫用である。

本件「追悼碑建立の土地」は、地域の特殊事情とその用途における特異性から、通常の宅地とは比べ難い特別の事情ある事案であり、「歴史の真実を刻み、その責任を未来に語り継ぐ存在」として在り続ける「本件追悼碑建立の土地」に、形式的な所有者の名において通常の住宅としての評価に基づく固定資産税を賦課することは相当ではなく、被告熊野市の「処分」及び「決定」は、公共性・公平性の観点からみて、極めて不当な判断であり、不公正な処分である。

よって、原告らは、公正・妥当な司法の判断によって、本件「紀州鉾山に強制連行された朝鮮人の追悼碑建立の地」に対する2010年度固定資産税の賦課に対して、原告が求めた「異議申立」を棄却した被告熊野市長の「決定」を取り消し、本件土地への「固定資産税減免不承認処分」及び「固定資産税の賦課処分」を取り消し、本件不動産は「免税」とするのが相当であることを確認する判決を求めて、本件裁判を提起するものである。

以 上

証拠方法

訴状提出と同時に提出する甲号書証、ほか、おって随時提出する甲号書証

添付書類

1. 原告目録
2. 不動産目録
3. 訴状副本
4. 訴状提出と同時に提出の甲号書証とその証拠説明書